

令和7年度新型コロナワクチン接種のお知らせ

【下記の文章をよく読み、理解してから、体調のよいときに接種してください】

この予防接種は、ご本人が接種を希望する場合に限り接種することができます。

接種を受ける義務はなく、接種を希望されない方は、原則として予防接種をする必要はありません。

実施期間 **令和7（2025）年10月1日（水）から
令和8（2026）年3月31日（火）まで**

対象者 ① 接種日現在、足立区に住民登録のある65歳以上の方
② 接種日現在、足立区に住民登録のある60歳以上65歳未満で
心臓、腎臓、呼吸器の機能、又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫
の機能に障がいをもつ方（身体障害者手帳1級相当）

※ 予防接種法上、誕生日が来て対象年齢（60歳または65歳）になる方は
誕生日の前日から接種が可能となります。それより早く接種をしたい方は、
別紙「10月2日現在59歳または64歳の方へ」をご確認ください。

※ 接種日現在①、②に該当しない方は定期接種の対象外です。

※ 公害認定を受けた方の新型コロナワクチン接種は、インフルエンザ・肺炎
球菌ワクチンとは異なり、同封の予診票を医療機関に持参していただく形と
なります。公害健康被害補償制度や他のワクチンとの接種方法の違いについ
ては、足立区 衛生管理課 公害保健係（TEL3880-5893）にお問い合わせ
ください。

ワクチンの種類 医療機関により、取扱うワクチンの種類は異なります。
事前に確認したい場合は、各医療機関にお問い合わせください。

接種費用 **無料**

接種場所 **別紙『令和7年度新型コロナワクチン接種指定医療機関名簿』**のとおり

※ 予防接種の開始時期は、医療機関ごとに異なります。接種をご希望の方は、
あらかじめ各医療機関に直接お問い合わせください。

※ ①、②に該当の方は、東京23区の指定医療機関でも無料で接種できます。
他区の医療機関での接種を希望される方は、その医療機関が所在区の指定
医療機関かどうか事前にご確認ください。
59歳、64歳の方が接種できるのは、区内の医療機関に限られます。

※ 医療機関によっては、接種を行う曜日・時間を決めている場合や、ワクチ
ンの在庫が不足している場合、予約等が必要な場合、かかりつけの方のみ受
け付けている場合、年度途中に変更がある場合等があります。**必ず事前に医
療機関へ確認してください。**

接種方法 **接種日当日に『令和7年度新型コロナウイルス感染症予防接種予診票』
の太枠内を記入し、指定医療機関へお持ちください。**

※ 麻痺や正確な意思の確認が難しいなどにより、接種を受ける本人が希望書に署名できない場合には、
家族やかかりつけ医によって、特に慎重に本人の接種意思の確認をした上で、接種適応を決定する必
要があります（最終的に確認ができなかった場合には、予防接種法に基づく接種はできません）。

新型コロナウイルス感染症とは

新型コロナウイルス感染症にかかった人が咳やくしゃみなどをするとウイルスなどが空気中に広がります。
新型コロナウイルス感染症は、そのウイルスなどを吸い込むことによって感染します。

主な新型コロナウイルス感染症の症状は、発熱・のどの痛み・咳などです。高齢者や基礎疾患のある方
が感染した場合は、重症化する可能性もあります。

裏面へ続く

新型コロナウイルス感染症の予防

流行しているときは、なるべく人ごみを避け、常日ごろから十分な栄養や休息をとり体調を整えるようにしましょう。また、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒の励行、家やオフィスなどの換気を十分にすることなどが効果的です。

予防接種を受ける前に

(1) 一般的注意事項

新型コロナワクチン接種について、このお知らせをよく読み、必要性や副反応についてよく理解しましょう。気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師や看護師に相談しましょう。十分に納得できない場合には、接種を見合わせてください。

予診票は接種する医師にとって予防接種の可否を決める大切な情報です。接種を受ける方が、責任を持って記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

(2) 予防接種を受けることができない人

- ① 明らかに発熱のある人（通常、37.5℃を超える場合）
- ② 重い急性疾患にかかっている人
急性の病気で薬を飲む必要がある人は、その後の病気の変化がわからなくなる可能性があるため、その日は接種を見合わせるのが原則です。
- ③ ワクチンの成分に対し、アナフィラキシーなど重度の過敏症の既往歴のある方。アナフィラキシーや、全身性の皮膚・粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下等、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状。
- ④ その他、医師が不適切な状態と判断した場合
上記①～③に該当しなくても医師が接種不相当と判断した時は接種できません。

(3) 予防接種を受ける際に、担当医と相談しなくてはならない人

- ① 凝固療法を受けている人、血小板減少症または凝固障がいのある人
- ② 過去に免疫不全の診断がなされている人及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる人
- ③ 心臓や血管、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障がいなど基礎疾患のある人
- ④ 過去に予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状がみられた人
- ⑤ 過去にけいれんを起こしたことがある人
- ⑥ 本ワクチンの成分に対して、アレルギーを起こすおそれがある方

(4) 新型コロナワクチンと他のワクチンとの接種間隔

新型コロナワクチンと他のワクチン（インフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチン等）との同時接種は医師が特に必要と認めた場合に可能です。また、他のワクチンとの接種間隔に制限はありません。

接種後の注意

- ① 予防接種を受けた後30分間は急な副反応が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡が取れるようにしておきましょう。
- ② 注射した部分は清潔に保ってください。接種当日の入浴に特別な問題はありませんが、注射した部位はこすらないようにしてください。
- ③ 接種当日の激しい運動や多量の飲酒は控えてください。

予防接種の副反応

ワクチンを接種した後は、接種部位の痛みや、倦怠感、発熱、頭痛や関節痛などが生じることがありますが、通常数日以内のうちに治ります。それらの症状がひどかったり、長引いたりする時は、医師（医療機関）の診察を受けてください。

予防接種健康被害救済制度について

この予防接種の副反応により生活に支障が出るような障がいを残すなどの健康被害を受けた場合、定期接種であれば予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）を、任意接種であれば独立行政法人医薬品医療機器総合機構法により救済を受けることができます。

◆ 問い合わせ先 ◆

お問い合わせコールあだち 3880-0039

午前8時～午後8時まで（1月1日～3日を除く毎日）

足立区 保健予防課 予防接種係 TEL 3880-5094